

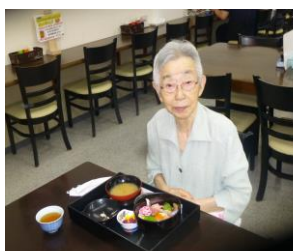
第二ともの家だより

7月号



発行元：NPO 法人近江福祉会
発行月：2019年7月

6月12日・20日・28日は桜川の「ショッパー桜川」へお昼ご飯を食べに出掛けました。店内の食堂では、お好みの定食が選べてお値段もリーズナブル。皆様、美味しいお食事と和氣藹々とお喋りの中楽しいひと時を過ごされました。



おやつ作り



6月5日：フレンチトースト



7日：ミニピザ



11日：豆腐白玉



18日:バナナ春巻き



24日:フレンチトースト



25日:かいらんとうドーナツ



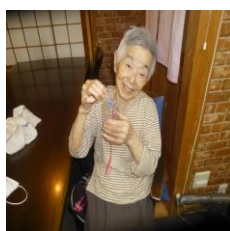
26日:うどん餃子



6月14日 84才のお誕生日を迎えられました。これからもお元気で素敵な日々を送られる事をお祈りしています。

アクティビティ

雨もよりの続く季節になりました。今回は、じめじめした暑い季節ですが、爽やかな音色で吹き飛ばしてくれるような素敵な風鈴を作りました。



オッサンの咳き パート4

社会保障の国家予算を抑え、高速道路や軍事費を増やす国は国民を大切にしない国と断言しても差し支わりは無いとオッサンは考えている。また、国民の中にも社会保障や社会福祉の根幹を成す生活扶助や社会福祉についてしっかりと理解していない人が多いのも事実と思う。社会福祉についても社会福祉という言葉の意味すら理解していない人がある。社会福祉とは社会と福祉の語句が一つになったもので、

社会とは人間の集まり、人の集団と云う意味があり、福祉とは「幸せ」という意味がある。いわゆる人間の集団の中で幸せでない人を幸せにすると意味がある。このことは本人がどう考えていようが考える必要はない。必要と思えば福祉事務所や民生児童委員に申請する事だ。ではどのような人達が対象になるかと言うと具体的には働きたくても働くことのできない人達、生活保護の対象者である。母子所帯や父子所帯もその対象になる。更には知的障がい者や身体障がい者も対象になるのである。1人暮らし高齢者、認知症高齢者も対象になる。両親が共働きで保育に欠ける児童もその対象になっている。これらの人達を社会福祉の対象者と呼ぶのだ。この社会福祉の対象者に対して、時の政府は日本国憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を保障する責任が明記されているのだ。